

ID: 3021

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	受胎調節実地指導員の指定		
法令名 根拠条項	母体保護法 第15条第1項		
法令番号	昭和23年法律第156号		
<p>【基準】</p> <p>法第15条の規定による。 (受胎調節の実地指導)</p> <p>第15条 女子に対して厚生労働大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師のほかは、都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行つてはならない。ただし、子宮腔内に避妊用の器具を挿入する行為は、医師でなければ業として行つてはならない。</p> <p>2 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生労働大臣の定める基準に従つて都道府県知事の認定する講習を終了した助産師、保健師又は看護師とする。</p> <p>3 前2項に定めるものの外、都道府県知事の指定又は認定に関して必要な事項は、政令でこれを定める。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日